

指定介護予防支援事業

および

介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）事業

運営規程

亀岡市つつじヶ丘地域包括支援センター

(事業の目的)

第1条 医療法人清仁会が開設する亀岡市 つつじヶ丘地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）の事業（以下「介護予防支援事業」という。）は、要支援者や事業対象者がサービス、指定地域密着型介護予防サービスおよび地域支援事業における総合事業を含むその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービスなど」という。）の適切な利用ができるよう、利用するサービスなどの種類及び内容並びにこれを担当する者などを定めた計画を作成するとともに、サービス事業者などとの連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 介護予防支援事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、ご利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行う。

- 2 介護予防支援事業は、ご利用者の心身の特性を踏まえて、ご利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 3 介護予防支援事業は、ご利用者の心身の状況やその置かれている環境などに応じて、ご利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。また障害者総合支援法のサービス利用からの移行に際しては指定特定相談支援事業者と緊密な連携をはかる。
- 4 介護予防支援事業の実施に当たっては、ご利用者の意思などを尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
- 5 介護予防支援事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組などとの連携に努める。
- 6 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省令第37号。以下「基準」という。）を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 介護予防支援事業を行う事業所の名称および所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 亀岡市 つつじヶ丘地域包括支援センター
- (2) 所在地 亀岡市西つつじヶ丘大山台1丁目16番3号

(通常の事業の実施地域)

第4条 通常の事業の実施地域は、亀岡市東つつじヶ丘、西つつじヶ丘、南つつじヶ丘とする。

(営業日および営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)

に規定する休日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後4時45分までとする。

(職員の職種、員数および職務の内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 管理者1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うとともに、センターの職員に基準を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 担当職員1名以上(常勤または非常勤)

介護支援専門員または保健師等

担当職員は、介護予防支援事業の提供などに当たる。

2 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

(介護予防支援事業の提供方法)

第7条 介護予防支援事業の提供方法および内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) ご利用者の相談を受ける場所など

センターの相談室及び利用者の居宅、電話など

(2) 課題分析について

担当職員は、介護予防サービスの計画の作成に当たっては、適切な方法により、ご利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境などを把握した上で、次に掲げる各領域ごとにご利用者の日常生活の状況を把握し、ご利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含むご利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、ご利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握するものとする。

① 運動及び移動

② 家庭生活を含む日常生活

③ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

④ 健康管理

(3) サービス担当者会議の開催場所

当センター、相談者宅、主治医の医療機関または、サービス提供事業所など

(4) ご利用者の居宅への訪問

次の場合に、ご利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。なお、ご利用者の居宅を訪問しない月については、可能な限り、介護予防サービスなど提供事業所を訪問してご利用者と面接するとともに、面接ができない場合には、電話などにより状態を把握するものとする。

ア アセスメント実施時

イ サービス提供の翌月から起算して3箇月に1回以上(支援のみ)

ウ サービス評価期間終了月

エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき

(5) モニタリングの結果記録

1 箇月に 1 回以上

(介護予防支援事業の一部の委託)

第 8 条 業務のうち次の各号に定める業務について、必要に応じ、基準に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託するものとする。

- (1) 介護予防支援事業に係るアセスメントの実施
- (2) 介護予防サービス計画（以下「計画」という。）原案の作成
- (3) サービス担当者会議の開催
- (4) ご利用者に対する計画原案の説明
- (5) ご利用者及びサービス担当者に対する計画書の交付
- (6) モニタリングの実施
- (7) 介護予防に係る効果の評価
- (8) 保険給付に係る給付管理業務
- (9) ご利用者及びサービス担当者などとの連絡調整
- (10) その他

2 前項の委託に当たっては、委託する指定居宅介護支援事業者に基準を遵守させるための必要な措置を講じるものとする。

3 第 1 項の委託に当たっては、委託することについて、ご利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、ご利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 9 条 介護予防支援事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬並びに亀岡市の告示の額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じない。

(事故発生時の対応)

第 10 条 センターの職員は、ご利用者に対する介護予防支援事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに亀岡市、ご利用者の家族などに連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告並びに記録し保存するものとする。

2 事故により、ご利用者又は第三者に賠償するべき損害を与えた場合には、速やかに賠償するものとする。

(相談・苦情への対応)

第 11 条 ご利用者又はその家族からの相談・苦情などを受け付けるための窓口を設置するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告するものとする。

2 ご利用者又はその家族からの相談・苦情などについて、亀岡市もしくは京都府国民健康保険団体連合会が行う調査に対して協力し、苦情の内容及び対応などを記録し保存するものとする。

（個人情報の保護）

第 1 2 条 センターは、ご利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」などを遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 センターが得たご利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議などにおいて、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

（権利擁護・虐待等の防止）

第 1 3 条 ご利用者の人権の擁護・虐待などの防止のため責任者を設置し、その他必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し定期的な研修の実施及びその他必要な措置を講ずる。

- 2 被虐待を疑うご利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に報告する。
- 3 意思決定などに支援が必要なご利用者に対しては、必要に応じ成年後見制度などの紹介を行うなどの意思決定支援を行なう。
- 4 虐待の防止のための指針を整備する。
- 5 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

（ハラスメントについて）

第 1 4 条 指定居宅介護予防支援事業所は、適切な介護予防支援などを提供する観点から、職場などにおいて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護支援専門員などの就業環境が害されることを防止するための方針の明確化などの必要な措置を講ずる。

（業務継続計画の策定等）

第 1 5 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援事業の提供の提供を継続的に実施するとともに、非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知する者とともに必要な研修及び訓練を定期的
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の防止及びまん延防止のための措置）

第 1 6 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむねに 6 月に 1 回以上開催するとともに、

その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第17条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 センターは、次の各号に定めるところにより、職員の資質向上を図るための研修の機会を設けるとともに、ご利用者に対し適切な事業を提供できるよう、勤務体制を整備するものとする。

(1) 採用時研修（地域包括支援センター職員基礎研修など）

(2) 亀岡市が定める研修

- 2 従業者は、業務上知り得たご利用者及びその家族の秘密を正当な理由がなく漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得たご利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は基準に従いながら、医療法人清仁会とセンター管理者との協議により定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

平成19年 4月 1日 一部改定

平成19年 7月19日 一部改定

平成20年 7月 1日 一部改定

平成23年12月 1日 一部改定

平成25年 4月 1日 一部改定

平成25年11月 1日 一部改定

平成25年11月 1日 一部改定

平成26年 4月 1日 一部改定

平成26年 5月16日 一部改定

平成27年 4月 1日 一部改定

平成28年 4月 1日 一部改定

平成28年 9月14日 一部改定

平成28年11月14日 一部改定

平成 2 9 年	4 月	1 日	一部改定
平成 3 0 年	4 月	1 日	一部改定
平成 3 0 年	4 月	1 日	一部改定
令和 2 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 4 年	4 月	1 日	一部改正
令和 4 年	6 月 1 5 日		一部改正
令和 4 年	7 月	1 日	一部改正
令和 5 年	5 月	1 日	一部改正
令和 5 年	7 月	1 日	一部改正
令和 6 年	8 月	1 日	一部改正

この運営規程は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する